

第63回「知って得する・ためになる」

税理士 大城 眞徳

プロフィール
昭和48年1月 開業
kbc学園グループ 理事長

税務トピック!

平成21年税制改正の内容

平成21年度の税制改正は、景気回復の実現に資する等の観点から減税が中心となっています。今回は中小企業に関連の高い内容について紹介します。

1. 中小企業関係税制

(1) 中小企業の軽減税率を現行22%から18%に2年間引下げる。(注目度◎)

中小法人等の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得金額のうち、年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率がこれまでの22%から18%に引き下げられます。

※「中小法人等」とは、①普通法人のうち、資本金の額又は出資金の額が1億円以下である法人等。②公益法人等又は協同組合等 ③人格のない社団等です。

(2) 欠損金の繰戻し還付制度の復活 (注目度○)

中小法人等の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度が適用できるようになります。なお、繰戻し還付については、同制度の適用を受けると、原則として税務調査が行われることになっているので注意する必要があります。

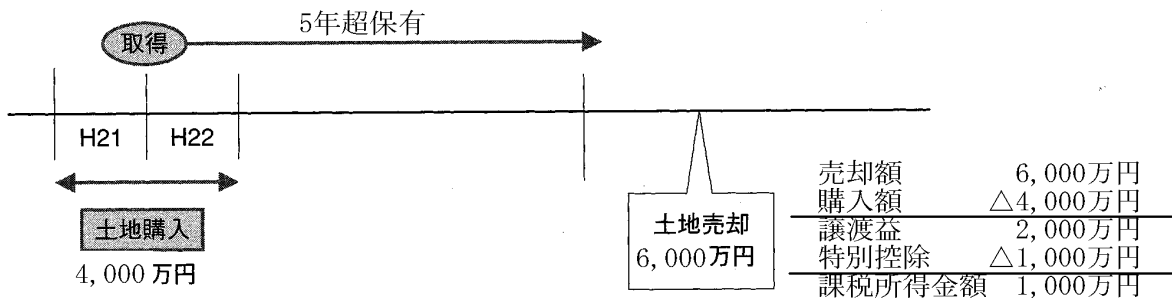
2. 住宅・土地税制

(1) 土地等の先行取得をした場合の課税の特例の創設 (注目度○)

事業者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に国内にある土地等を取得し、その取得の日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに、この特例の適用を受ける届出書を提出している場合、その取得の日を含む事業年度終了日後10年以内に、その事業者の所有する他の土地等を売却したときは、その先行して取得した土地等について、他の土地等の譲渡益80%相当額(その先行して取得した土地等が平成22年度に取得したものである場合には60%相当額)を限度として、圧縮記帳ができる特例が創設されました。その特例を適用することで、実際の譲渡益から譲渡益の80%(又は60%)を少なくすることができ、結果として譲渡益にかかる税金が少なくなります。

(2) 取得した土地等の長期譲渡所得からの1,000万円特別控除制度の創設 (注目度◎)

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に国内にある土地等を取得し、その後、所有期間が5年を超えて売却した場合(売却した年の1月1日において所有期間が5年を超えるもの)には、その年中のその譲渡にかかる長期譲渡所得の金額から1,000万円(その長期譲渡所得の金額が1,000万円に満たない場合には、その長期譲渡所得の金額)が控除されます。この控除は個人も同様です。



※取得の制限:上記(1)、(2)とも取得する土地等が棚卸資産である場合には、この適用はありません。又、配偶者などの特別関係者からの取得および相続等、贈与、交換、所有権移転外リース取引等による取得は対象になりません。法人の場合は、合併及び分割等による取得も対象になりません。

経営者の参謀役としてお手伝いさせていただきます!

大城眞徳税理士事務所

〒901-2132 沖縄県浦添市伊祖1-33-1 牧港建設第二ビル3階
tel. 098-876-8231 fax. 098-876-8304 mail: hp-shintoku@tkcnf.or.jp

《主な支援内容》

- 税務代理・税務相談・税務申告 ● 決算事前対策
- 経営計画策定 ● 業績管理支援 ● 起業家支援
- 経営革新支援 ● パソコン会計支援
- 建設業「経審」対策 ● 適正な生命保険指導

「税務トピック!」メルマガ配信中!! (ホームページからご登録できます) ... → (URL) <http://www.masism.com>